

公益財団法人金津創作の森財団役員及び評議員の報酬等  
並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人金津創作の森財団（以下「財団」という。）の定款第14条第3項及び第30条第3項の規定する、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び宿泊料の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員及び評議員に対して以下のとおり報酬を支給する。

- (1) 財団の役員に対して、理事会出席の都度、1人一律3,000円を支給する。
  - (2) 財団の評議員に対して、評議員会出席の都度、1人一律3,000円を支給する。
  - (3) 財団の役員に対して、評議員会に出席した場合その都度、1人一律3,000円を支給する。
  - (4) 財団の監事に対して、毎年1回、会計監査報酬として、1人一律6,000円を支給する。
  - (5) 財団の役員及び評議員の都合等により、報酬受取を辞退した時は報酬を支給しない。
- 2 役員及び評議員が前項に定める報酬以外に、財団の業務に従事するときは別途報酬を支給することができる。支給額は理事長が別に定める。

(費用)

第4条 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第5条 財団は、この規程を持って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人金津創作の森財団の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、平成27年6月23日から施行する。